

愛知県規則第一号

廃棄物の適正な処理の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

廃棄物の適正な処理の促進に関する条例施行規則（平成十五年愛知県規則第八十号）の一部を次のように改正する。

第八条を次のように改める。

第八条 削除

様式第三を次のように改める。

削除

様式第3

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（愛知県事務処理特例条例に基づき市町村等が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正）

2 愛知県事務処理特例条例に基づき市町村等が処理する事務の範囲を定める規則（平成十一年愛知県規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第三条関係）

環境局関係

| | |
|--|---|
| <p>条例別表第四の八の項（四）に規定する廃棄物の適正な処理の促進に関する条例（平成十五年愛知県条例第二号）の施行のための規則に基づく事務であつて、別に規則で定めるもの</p> | <p>廃棄物の適正な処理の促進に関する条例施行規則（平成十五年愛知県規則第八十号。以下この表において「規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>（一） 規則第十二条第一項の規定により説明会開催状況報告書を受理すること。</p> <p>（二） 規則第十二条第二項の規定により再度説明会を開催すべきことを指示すること。</p> |
|--|---|